

平成23年 第7回沼田町議会臨時会 会議録

平成23年11月28日(月)

午後 1時 27分 開会

1. 出席議員

議長	9番	杉本邦雄	議員	1番	津川均	議員
	2番	上野敏夫	議員	3番	高田勲	議員
	4番	久保元宏	議員	5番	長原誠	議員
	6番	鵜野範之	議員	7番	絵内勝己	議員
	8番	中村保夫	議員	10番	渡辺敏昭	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 金平嘉則君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	神憲彦	君	総務課長	辻広治	君
財政課長	辻山典哉	君	農業振興課長	栗中一弘	君
建設課長	谷口勲	君	保健福祉課長	吉田憲司	君
住民生活課長	篠原毅	君	和風園園長	中山利之	君
旭寿園園長	浅野信行	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 生沼篤司君 次長 赤井圭二君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 菅原秀史君 書記 吉田正晴君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第59号	町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第60号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第61号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達してしますので、本日を以って召集されました平成23年第7回沼田議会臨時会を開会します。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、鶴野議員、7番、絵内議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議案第59号。町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます、総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）議案第59号、町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を提出する。平成23年11月28日提出。沼田町長名でございます。

町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の条文の読み上げについては省略をさせていただきます、概略を説明させていただきます。今回2点ございましてまず1点目は、条例の第6条の2の関係でございますが、これに関しましては町の職員の給与から控除することができる項目、まあ色々控除しているわけですが、この関係につきまして総務省からの調査で回答したところ、条例の根拠に無く、給与から控除することは適正ではないとの指摘がございましたので、条例に控除することの項目をそれぞれ条文化したものでございますので、宜しく願い致します。

次に、2点目ですが別表以下の改正の部分でございますが、これは本年9月30日に人事院勧告が出されております。この人事院勧告に準じて、給与等の改正を行

うものでございますが、改正の内容につきましては近隣町の状況等把握した中でそれぞれ議案書とは別に配布をさせていただいております、平成23年度給与改正の概要に記載のとおりですね、中高年齢の、まあ40歳以上の給与職員の月額給与が平均0.23%引き下げるという他、5項目について改正を行うものでございますので宜しくご審議を頂きたいと思っております。

なお、この改正に係る減額と致しましては約50万程度の減額になろうかと思っております。まあ補正につきましては、12月の定例会に併せて行うことと致しておりますので、宜しくご審議をお願い致します。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。高田議員。

○3番（高田 勲議員）3番高田です。ちょっと私聞き漏らしたのであったら失礼なんですけど教えてください。

6条の2の項については今まで無かったものを改めて作成したということでしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）6条の2の関係につきましては今までも3点程、書いてありました。それがまあ1点がですね、失礼しました。ちょっと資料持ってこなかった。合ったんですけども、その他にですね、給料から組合費だとかそういった色々なものを引いているものですからそういったものを今回きちっと現在引いているものを条文化したものであります。全く無かったわけではございません。大変申し訳ございません。

○議長（杉本邦雄議長）はい、宜しいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結いたします。本案について採決致します。お諮り致します。議案第59号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、議案第60号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）議案第60号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成23年11月28日提出。沼田町長名でございます。

条文の読み上げは省略をさせていただきますが、すでに5月1日から特別職、まあ町長及び副町長の給与につきましては、減額を実施しているところでございますが、今回職員の給与の減額の改正に併せまして、町長が月2千円、それから副町長が月1千400円の減額をするというものの内容でございます。なお、この条例の月は23年の12月1日から実施することとしておりますので宜しくお願いを致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結いたします。本案について採決致します。お諮り致します。議案第60号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、議案第61号。教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます総務課長。

○総務課長（辻広治総務課長）議案第61号、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成23年11月28日提出。沼田町長名でございます。

この関係につきましても、条文の読み上げは省略をさせていただきますが、先程も申し上げたようにすでに今年の5月1日からですね、減額を実施しているところでございますけれども、今回職員の給与の減額の改正に併せまして、教育長の給与これを1千300円減額をするというものでございます。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結いたします。本案について採決致します。お諮り致します。議案第61号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成23年第7回沼田町議会臨時会を閉会致します。大変ご苦勞様でした。

13時35分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員